

省エネ家電導入促進補助金

高効率な省エネ家電(エアコン・冷蔵庫)
の購入を検討されている方必見！



1 対象者

以下の要件すべてに当てはまる方

▽村内に住所を有している

▽省エネ家電(エアコン・冷蔵庫)を購入し、自らが居住する村内にある住宅に設置した

▽村税を滞納していない

▽補助対象機器に関し、国や県等から補助金等の交付を受けていない

2 対象機器の要件

以下の要件すべてを満たす省エネ家電(エアコン・冷蔵庫)

▽「省エネ型製品情報サイト」記載の「統一省エネラベル」
の最新の目標年度における多段階評価点が4.0以上

※最新の目標年度 エアコン…2027年、冷蔵庫…2021年

▽新品である



多段階評価点



「省エネ型製品
情報サイト」

3 補助金額

▽本体購入価格(税込み)の2分の1(上限2万円/台)

▽村内に本店を置く業者から購入・設置する場合には本体購入価格(税込み)の4分の3
(上限3万円/台) ※それぞれ1,000円未満切り捨て ※申請は同一住宅につきそれぞれ1台のみ

※「本体購入価格(税込み)」には、リサイクル料・部品代・工賃・送料・値引きは含まれません。

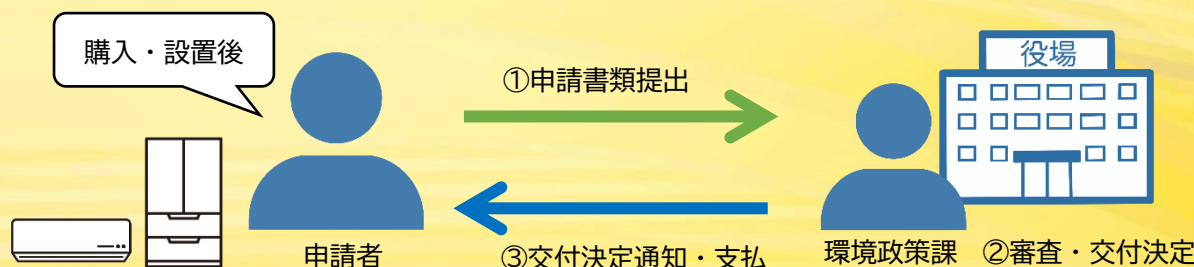
4 申請期間

補助対象機器の設置後、6か月以内に申請してください。

※年度予算の上限に達した場合には申請の受付を終了します。

※受付は原則として先着順となります。ただし、予算上限に達した日に複数の申請があった場合は、抽選により受付者を決定します。

5 申請から支払いまでの流れ



6 提出書類

- (1) 東海村省エネ家電導入促進補助金交付申請書兼請求書(村公式HPに掲載)
- (2) 購入した省エネ家電の領収書等の写し
(購入日・商品名・本体購入価格(税込み)・発行者が記載されたもの。レシートも可。)
- (3) 製造メーカーが発行する保証書の写し
(申請者の住所・氏名・購入日等が記載されたもの。店舗印の有無は問わない。)
- (4) 納品又は設置したことがわかる書類 (設置後の写真も可)
- (5) 多段階評価点を確認できる書類 (「省エネ型製品情報サイト」の写し等)

※製造メーカーが発行する保証書例

〇〇ルームエアコン 保証書			
品番 (型番)	××××-××××	製造番号	××××
お名前		〇〇 〇〇 様	
ご住所		〒×××-×××× 東海村〇〇××-××	
※お買い上げ日	×××年××月××日		
保証期間	※取扱販売店名		

- ・本補助金の交付を受けた場合、当該省エネ家電は交付決定日から6年間において処分の制限がかかります。売却等をする場合は処分申請が必要となります。
- ・補助金の交付決定後に、次のいずれかに該当すると認めるときは、決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また補助金の交付後の場合は、補助金の返還を求めます。
 - (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 交付決定した省エネ家電を第三者に転売し、又は譲渡する等本来の目的以外に使用したとき。

<お問い合わせ>

〒319-1192 東海村東海3丁目7番1号
東海村 村民生活部 環境政策課
TEL 029-282-1711 (内線1454/1453)

詳しくは村公式HPを
ご覧ください！

